



令和1年2月17日

川西市議会議長 様

会派(呼称)名 明日のかわにし

議員名 多久和 桂子

管外調査報告書

このたび、管外調査をいたしましたので、その概要を下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 調査者氏名 多久和 桂子、坂口 美佳、小山 敏明、
斯波 康晴、田中 麻未
- 2 調査先 浜松医療センター・多治見市役所・名古屋市役所
- 3 調査期間 令和1年2月3日
令和1年2月4日
- 4 調査結果の概要

1日目 浜松医療センター

「浜松医療センターの指定管理者制度について」

2日目 多治見市役所

「財政健全化について」

名古屋市役所

「緑市民病院の指定管理者制度について」

視察報告書

【明日のかわにし 田中麻未】

浜松医療センター 静岡県浜松市中区富塚町328

600床（一般病床600床+感染6床） 看護比率7対1

外来受付時間：午前8時30分～午前11時迄 休診日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

視察日程：2月3日（月）14時00分～16時00分

① 指定管理による経営実績の推移について

管理委託制度（平成15年度決算）

収益的収支（税抜き純利益）111,673千円 公益財団法人浜松市医療公社 0円

◎連結決算 111,673千円

（平成17年度決算）

収益的収支（税抜き純利益）0千円 公益財団法人浜松市医療公社 △193,150千円

◎連結決算 △193,150千円…翌年より7対1看護を開始するにあたっての人件費約2億円支出のため

指定管理者 代行制度（平成18年～22年 平成22年度決算）

収益的収支（税抜き純利益）515,868千円 公益財団法人浜松市医療公社 515,868千円

◎連結決算 1,031,736千円

指定管理者 利用料金制度（平成23年～ 平成30年度決算）

収益的収支（税抜き純利益）712,551千円 公益財団法人浜松市医療公社 0千円

◎連結決算 712,551千円

② 医師の人材確保について

事務方のコメントとして

浜松医科大学が最寄りにある事や新病院長のフットワークがとてもよい。

年度の切り替わり時に大学の学長などに積極的に会いに行くなどセールスがとても上手い

また、1月の新年会では医師、コ・メディカルのトップなどが400名集っているが今まで苦手分野であった営業活動に力を入れ営業企画長が名刺交換を積極的に

行うなど1名でも多く人材確保ができるよう努力しているとの事であった。

研修医に関して、12名募集に対し28名の応募があった。(実際入職したのは11名)

静岡県西部医療圏の三次救急医療機関として断らない救急を目指し、年間約6,500台の救急車と時間外緊急患者約13,000名を受け入れており、多くの救急案件に携わりたい医師が入職していた

看護師の人材確保について、浜松市立看護専門学校(1学年70名)卒業生の約半数が浜松医療センターへ就職しており県内外の看護学校から毎年多くの実習生を受け入れていた

③ 病床稼働率について

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
稼働率	87.3%	86.3%	87.6%	86.5%	85.1%

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
稼働率	84.6%	85.9%	87.9%	85.5%	84.6%

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
稼働率	86.2%	83.2%	84.6%	85.5%	85.6%

④ 指定管理による病院運営に対する市民の評価について

・ 外来患者アンケートより

(令和元年5月1日～5月31日実施 配布率800件 有効回収率108件
回収率13.5%)

医師の診察について

話しやすい雰囲気を持っていたか、説明はわかりやすかったか、態度や言葉遣い、身だしなみについて、またプライバシーの配慮に関して「良い、やや良い」の回答は約90%。「やや悪い、悪い」の回答は約1%。約10%は「ふつう」との回答であった。

看護師の対応について

話しやすい雰囲気を持っていたか、説明はわかりやすかったか、態度や言葉遣い、身だしなみについて、またプライバシーの配慮に関して「良い、やや良い」の回答は約83%。「やや悪い、悪い」の回答は0%。約17%は「ふつう」との回答であった。

病院について総合的にどう思うかについて

今後も利用したいか、誰かに紹介したいと思うかについては「非常に思う、思う」の回答は約 81%。「思わない、非常に思わない」の回答は 0%であった。

人材に対しての市民の評価は高い反面、施設や入院環境についての満足度について、病室の広さは適切ですかに関して「やや悪い」との回答が 10.2%。洗面所は清潔で使いやすいですかに関して「やや悪い」との回答が 12.5%であった。

施設の老朽化で今後建て替え予定だが、スタッフの努力で市民の満足度は向上していると感じた。

また、5年毎に指定管理の非公開公募を行っており、指定管理者には常に緊張感をもって病院経営に取り組んでもらっていた。

⑤ 今後の課題について

建物の老朽化に伴い 2020 年建設工事を進め 2023 年竣工、2024 年開設を予定している。新病院開設までの間、いまある建物を大切にしつつ市民の満足度をより高めていくこと。

病院の背景としては医師会が立ち上げた病院ということもあり医師には恵まれている部分もあるがそれに甘んじることなく苦手分野の営業活動にも重点を置いていきたいとの事であった。



会派視察報告書

本項の文責／斯波康晴

◇視察先：岐阜県多治見市役所 総務部財政課

◇視察日：令和2年2月4日（火）10時～11時40分

◇視察項目：健全財政化条例と財政運営状況について

国の地方自治体財政健全化法の公布（平成19年6月）を受け、全国自治体に先立ち「多治見市健全な財政に関する条例」を制定（同年12月）した多治見市の取り組みと同市の財政運営状況について以下の項目に沿って調査を行った。

1. 市民との財政状況の共有に係る方策と評価について（第4条・5条）
2. 歳出削減、事務事業の見直しに係る取り組みと成果について（第11条の2）
3. 使用料等の見直し基準の考え方について（第12条の2）
4. 補助金の見直しに係る取り組みと成果について（第13条）
5. 資金運用、リスク管理の状況と評価について（第14条）
6. 財政判断指標と数値基準の設定に係る考え方と有用性について（第15条）
7. 総合計画、中期財政計画への反映に係る評価について（第16条・第17条）
8. 財政向上目標、財政健全基準の設定に係る評価と有用性について（第21条・第25条）
9. 災害に対する財政的な備えについての考え方

*（ ）は、多治見市の健全財政条例の該当条項

◇調査結果と考察

上記の各調査項目に対する内容については添付資料（同市財政課作成）通り。同調査の結果を踏まえ、川西市では来る3月議会に議案上程予定の「川西市財政健全化条例」について、審議の参考となる主なポイントとして以下の通り考察する。

1. 条例制定の意義 / 健全化の目的とあり方を含めて市財政について市民と情報共有をはかること

人口減少、とりわけ市内生産者人口の減少により個人市民税割合が高い川西市の歳入基盤は先行き脆弱であり、一方で歳出においては民生費扶助費等の増加により、収支均衡した健全な財政運営の維持を目指すには厳しい財政状況が続く。財政状況を市民と情報共有し、適切な事業の見直しと取捨選択を行う必要があり、本条例の制定は単に市財政に「縛り」をかける目的ではなく、市財政は市民の負担（税等）により成り立ち、世代間の負担の均衡のもとに健全な財政運営が行なわれることを市民とともに認識し情報共有することを本旨とする必要がある。（行政と市民の責務を明確に）

また、視察市では市広報紙での予算・決算概要の掲載（川西市も同様）のほか、予算・決算資料として「わかりやすい予算（決算）説明書」を作成し、市HPにも公開している。また、財務状況を半期毎に公表するほか、予算編成や中期財政計画（4年間）についてもパブリックコメントを実施している。

2. 条例の有用性① / 事業検証や公共施設利用料、補助金等の見直しの観点から

市民生活に直結する事業の見直しや公共施設利用料、団体等への補助金のあり方や見直しにおいては、市民の理解と参画が求められるところであり、従って市財政や財務状況の情報共有は不可欠といえる。条例の制定により、利用料や補助金等の包括的、定期的（概ね4年ごと）な見直しを制度化し、個々の補助等の実施に当たっても十分な審査および評価を行い、その内容を公表する必要がある。

なお、視察市での補助金見直しの直近（平成30年度）の実施状況は次の通りである。

◇審査対象とした補助金

- (1) 前回（平成26年度）見直し以降に追加・拡充した補助金等 22件
- (2) 当期行政改革大綱において対象となっている補助金 3件
- (3) 前回（平成26年度）見直し以降に廃止・縮小予定の補助金等 15件

◇審査結果

- (1) 現状維持 15件（うち5件は国県の制度による補助であるもの）
- (2) 推進 8件
- (3) 廃止 17件

3. 条例の有用性② / 独自の財政判断指標を設けて財政状況自体を議論の契機とする観点から

本条例は市民自治に基づき財政の健全性を確保し、維持向上することを目的としており、判断指標の数値等での規制としてではなく、市民・議会との情報共有の強化により自律的な財政の健全性の確保をはかっている。

また、指数の算定式は条例施行規則で定め明確にしている。財政判断指標の目標値を財政向上目標として設定し公表（議会へは報告議案）しているが、パブリックコメント等を経た市民参加のもと策定されている。

◇視察市において条例に定める財政判断指数

- (1) 償還可能年数 / 負債の通減および償還能力に対する信用の確保
- (2) 経費硬直率 / 経費の硬直性の解消
- (3) 財政調整基金充足率 / 財源の確保
- (4) 経常収支比率 / 収支の安定性の向上
- (5) 実態収支 / 実質単年度収支額+決算剰余金による財政調整基金繰入額

4. 条例にみる議会の責務 / 議会基本条例との整合と議会の対応

本条例は行政執行側の予算編成にも自律的な制約をかけ、市民参加を前提とする情報公開を求めている。市財政は市民の信託に基づく運営原則にあり、議会も議会基本条例との整合をはかり、財政民主主義の具現化に果たすべき役割が改めて問われる。議会の対応として、予算提案（要望）や議会審議にも留意が必要である。

以上



健全財政化条例と財政運営状況について

1. 市民との財政状況の共有に係る方策と評価について(第4条・5条)

市民自治に基づく財政運営のためには、情報共有が必要です。このため、財政に関する情報をわかりやすく公表する必要があります。

<予算・決算>

市行政では、「わかりやすい予算説明書」を作成し、当初予算の主要事業の説明、一般会計、特別会計と企業会計の当初予算の概要、総合計画に基づく事業の予算化などについて説明しています。また、「わかりやすい予算説明書」と同じく財政情報の共有するため「わかりやすい決算説明書」も作成し、ホームページ上でも公開しています。また、毎年4月号と11月号の広報紙に予算、決算の概略を掲載しています。

<財政状況の公表>

地方自治法第243条の3第1項の規定により、4月1日から9月30日までの期間における財政状況を11月に、10月1日から翌年3月31日までの期間における財政状況を5月に公表し、歳入歳出予算の執行状況、地方債などの情報を共有しています。

<予算編成>

当初予算の査定開始時点の予算要求を集計し、各部の重点施策とあわせてパブリックコメントを実施し、意見を聴収しています。

<中期財政計画>

今後4年間の財政の見通しを示した中期財政計画についても、パブリックコメントを実施し、毎年度作成しています。

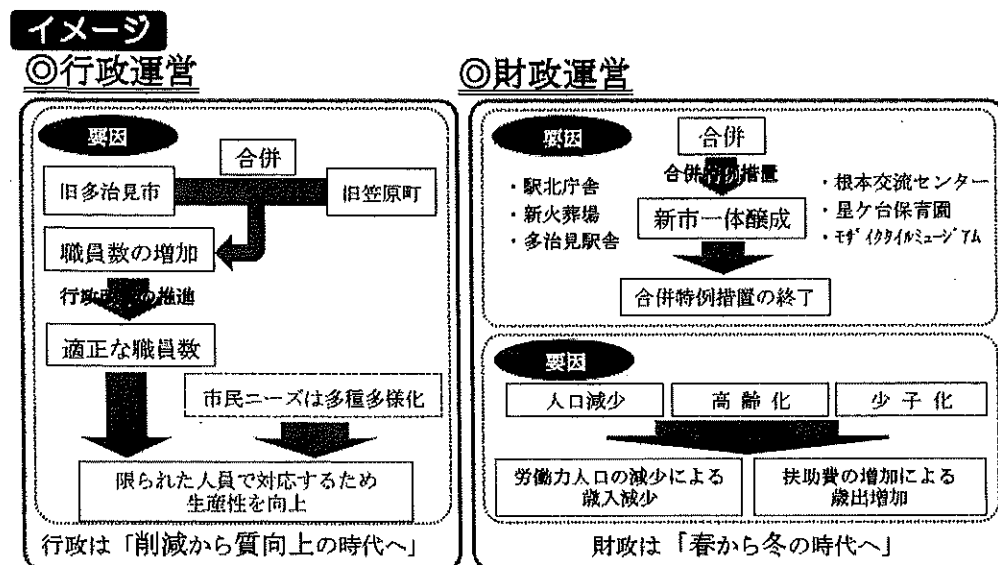
2. 歳出削減、事務事業の見直しに係る取り組みと成果について(第 11 条の 2)

【1. 第 8 次行政改革大綱 (H29 年度～R2 年度)】

多治見市では、今後人口減少、少子化、高齢化がますます進行し、平成 12 年 (2000) 年の国勢調査において 115,740 人だった本市の人口は、令和 10 (2028) 年には 10 万人を下回ると推計しています。また財政については、旧笠原町との合併後の特例措置の 1 つである地方交付税の合併算定替えにより地方交付税が約 7 億円増額されていましたが、平成 27 (2015) 年度をもってその制度が終了し、平成 28 (2016) 年度以降、この増額分が逓減し、令和 3 (2021) 年度以降はゼロになり、厳しい財政状況が予想されます。

そのような中で、市民からの行政サービスへの要望は多種多様なものとなってきており、それらに対応するためには、職員ひとりひとりがスキルアップすることで、職員の生産性の向上に努めることが必要となります。

こうした背景を踏まえて、第 8 次行政改革大綱では、5S (整理・整頓・清掃・清潔・躰) +S (節約) の推進による生産性の向上をスローガンとして取組を行っています。

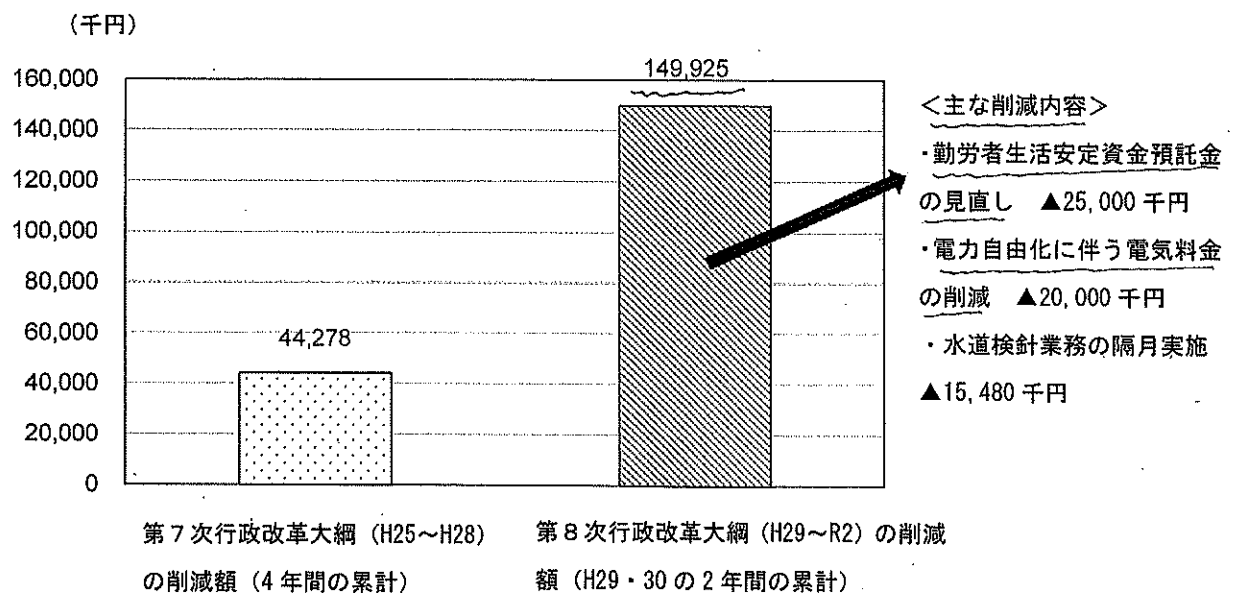


基本方針

5S+S (節約) の推進による生産性の向上を進めるため、次の 3 つの柱を基に基本方針を定め、体系的に取り組んでいます。

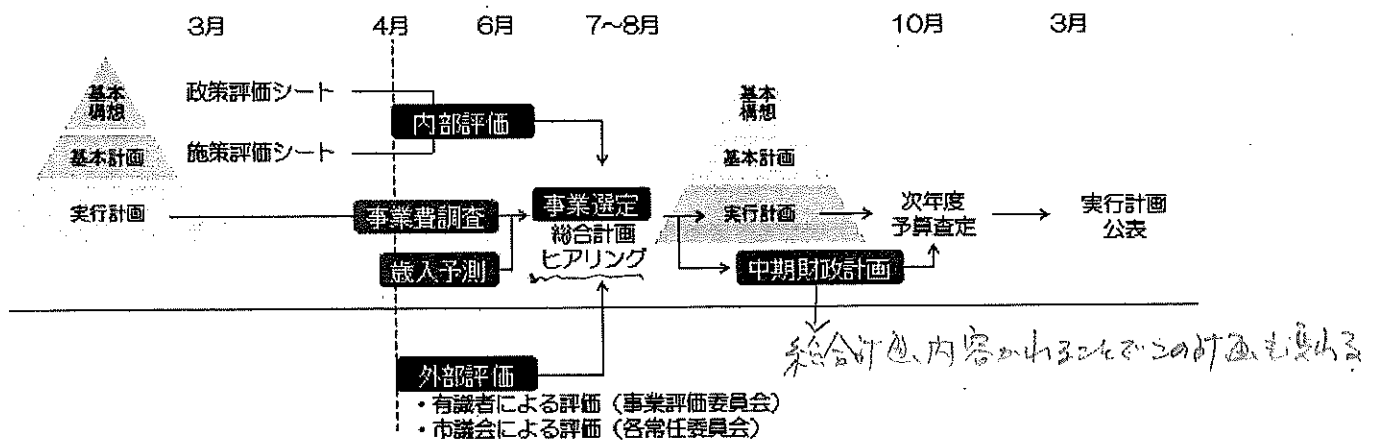
柱	基本方針		
市有施設	1	市有施設の適正配置	市有施設の適正配置に向けた統廃合等の推進
	2	市有施設の長寿命化	計画的な施設の長寿命化の実施
	3	市有地の有効活用	市有地の有効活用
業務改革	1	業務改善	職員の生産性の向上
	2	行政サービスの見直し	市民ニーズ、社会状況の変化等により不要不急となった事業を縮小、見直し及び廃止
	3	新たな収入確保	使用料等の見直し、税外収入確保
人材・組織	1	人財育成、働き方	優秀な人財の確保 職員自らスキルアップする仕組みの見直し
	2	組織再編	事務の効率化による生産性を向上させる組織の再編
	3	行政サービスの役割分担	市と市民活動団体・NPO等との連携 市が行う業務について民間委託の検討

<行政改革による事業費削減額>



【2. 総合計画ヒアリング・行政改革ヒアリングの実施】

多治見市総合計画に掲げられた事業をすべて完了できるように、それぞれの事業内容・事業費等について精査する総合計画ヒアリングを毎年度実施しています。具体的には、各施策で設定した成果指標(KPI)の結果や、有識者や市議会による評価の結果を参考に、施策及び基本計画の実現性という観点から、事業内容の改善・見直し、前・後倒し、廃止、統合等を協議し、部や課の枠組みを越えて、限られた予算の投入先を調整しています。また、総合計画ヒアリングと同時に、行政改革ヒアリングも同時に行い、行政改革大綱の進捗管理も行っています。



3. 使用料等の見直し基準の考え方について(第12条の2)

【1. 見直し期間】

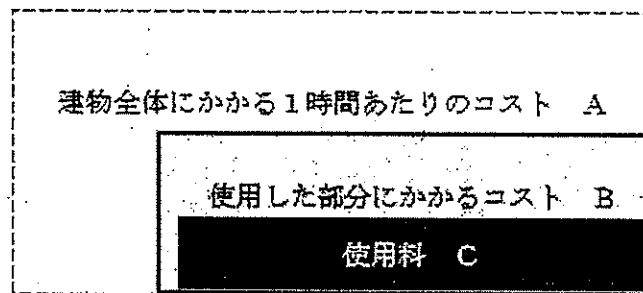
多治見市健全な財政に関する条例施行規則第6条に基づき、使用料等の見直しは4年ごとに行っています。使用料等の見直しにあたっては、一定の基準にのっとり設定される必要があることから、あらかじめ見直しの基準を定めることとしています。

【2. 平成28年度の見直しの基準(使用料)】

<1. 新たな基準>

使用した面積と時間に対してかかるコストに対する、使用料徴収額の割合を「受益者負担割合」とする。

(建物にかかる総コスト(建築費用を含む)の $1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間}$ あたり単価を計算し、対象の面積に時間区分を乗じて計算する)



※Bに対するCの割合を受益者負担割合とする。

※ 原価計算

$$\boxed{\text{総コスト}} \div \boxed{(\text{貸出面積} + \text{供用部面積})} \div \boxed{\text{年間使用可能時間数}} \times \boxed{\text{貸出基礎面積}}$$

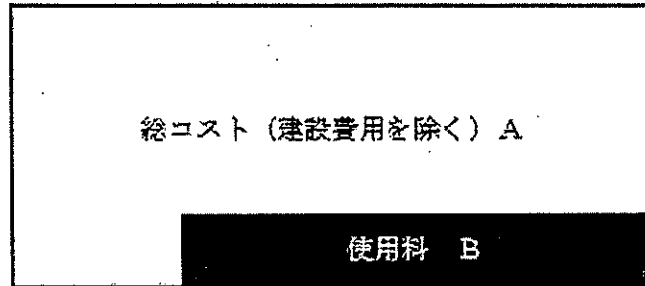
↑

① 総コストに含まれるもの

- ・ 人件費(直接的な人件費のみとする)
- ・ 物件費(光熱水費、維持補修費(50万円未満のみ)、施設の点検・清掃委託料等)
- ・ 建設費(施設の再構築価格を耐用年数で除した額)

< 2. 見直し前の基準 >

建物全体にかかる総コストに対する、使用料徴収額の割合を「受益者負担割合」とする。



※Aに対するBの割合を受益者負担割合とする。

< 3. 近隣市との比較、旧料金との比較に基づく価格調整 >

< 1. 新たな基準 > に基づき計算した結果、金額が高額となる場合があるため、金額に上限を設ける。近隣市、類似団体、現行料金のうちの最高金額の+30%と民間事業者（競合する場合のみ）の料金を比較して金額の高い方を上限とする。（激変緩和措置） また、原則現行料金に消費税を加えた金額を下限とする。

< 4. 見直しによる効果 >

- ・ 空き時間、供用部分にかかるコストは受益者負担の対象外ということになる。
- ・ 実際の料金設定と、適正とする料金設定（目標値）が近くなり、説明しやすくなる。

4. 補助金の見直しに係る取り組みと成果について(第13条)

【1. 平成30年度の見直し】

平成30年4月から9月にかけて4回、多治見市補助金見直し市民委員会を開催しました。市民委員会による見直しは5回目であり、これまでも既存の各補助金・交付金の検証、見直しを行っていることから、前回見直し対象となった補助金や新設した補助金等について、費用対効果の検証を中心に審査を実施しました。

1. 審査手順

- (1) 各担当課へ補助金現況調査票の作成を依頼 (平成30年2月)
- (2) 調査表から見直し対象となる補助金等の抽出 (平成30年3月)
- (3) 補助金等について審査 (平成30年4月から9月)
- (4) 市民委員会から市長へ意見書の提出 (平成30年10月)

2. 見直しの判断基準

(1) 公平性

特定の団体等に限定せず、より多くの団体等に参入の機会を与えていること

(2) 公益性

事業の効果が特定の者のみの利益に終わることなく、広く市民ニーズに合致している活動であること

(3) 効果性

- a. 補助金の支出に対して効果があり、行政課題にタイムリーに対応するものであること
- b. 事業を続けることによって、将来的に更なる効果の拡大が期待できること

(4) 適格性

- a. 団体等の会計処理及びそれらの把握ができていること
- b. 補助金の額が、その団体の繰越金及び事業費と比べて適正であること
- c. 原則として事業費に対する補助であること(運営費等に対する補助でないこと)

3. 審査対象とした補助金

- (1) 前回見直し以降に追加・拡充した補助金等 22件
- (2) 第8次行政改革の対象となっている補助金 3件
- (3) 前回見直し以降に廃止・縮小予定の補助金等 15件

4. 審査結果

- (1) 現状維持 10件
- (2) 現状維持(国・県の制度による補助であるもの) 5件
- (3) 推進 8件
- (4) 廃止 17件

5. 資金運用、リスク管理の状況と評価について(第14条)

9. 災害に対する財政的な備えについての考え方

<資金運用>

会計管理者が保管管理する資金(歳計現金、歳計外現金及び基金)について、資金元本の安全性の確保を最優先し、金融機関への預け入れや債券などの取得によって管理及び運用を行っています。

<リスク管理・災害対応>

多治見市では、①財政調整基金について、②災害復旧分、③リスク引当分、④可処分にわけて管理をしています。①災害復旧分については、15億円を積み立てることとしており、災害対策分として使用します。②リスク引当分について、現在は金融機関等の多治見市土地開発公社に対する貸付金の債務保証に係る引当分(20%)として積み立てています。③災害復旧分とリスク引当分を除く可処分額が、財源不足に備えるものとなります。

6. 財政判断指数と数値基準の設定に係る考え方と有用性について(第15条)

8. 財政向上目標、財政健全基準の設定に係る評価と有用性について(第21条・第25条)

【1. 4つの財政判断指標】

平成8(1996)年 緊急事態宣言

平成13(2001)年 緊急事態宣言の解除

平成19(2007)年 「多治見市健全な財政に関する条例」の制定

(全国ではじめて財政運営の基本的事項を定めた)

⇒独自の財政判断指標を設け、健全な財政運営の目安としています。

① 償還可能年数

【目的】 負債の通減及び償還能力に対する信用の確保

【指数】 負債の総額から償還等に充てることが適当な基金残高を控除した額を
経常一般財源から元金の償還に係る公債費分を除く経常経費充当一般
財源を控除した額で除した数値 *借金が増えなか*

② 経費硬直率

【目的】 経費の硬直性の解消

【指数】 公債費分を除く経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除し
た数値 *自由に使えるお金がどれだけ確保できるか
借金などの経費が抑えられているか*

③ 財政調整基金充足率

【目的】 財源の留保

【指数】 財政調整基金の可処分額を経常経費充当一般財源の額で除した数値

④ 経常収支比率

【目的】 収支の安定性の向上

【指数】 経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値

<家計にたとえた場合>

①償還可能年数	給料のうち、生活費以外のお金を全て借金返済に充てた場合、何年で返済できるのか。 ⇒ 年数が短いほど、返済への余力がある。
②経費硬直率	給料のうち、生活費の占める割合 ⇒ 率が低いほど、生活費以外の色々なことにお金を使える。
③財政調整基金充足率	特に使い道の決まっていない貯金が、生活費やローン返済額と比べてどれだけ残っているのか。 ⇒ 率が高いほど、将来により備えることができる。
④経常収支比率	給料のうち、生活費とローン返済額が占める割合 ⇒ 率が低いほど、生活費以外の色々なことにお金を使える。

<参考>

① 財政判断指数の推移 (決算数値)

	目標値	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
償還可能年数	8.0	7.4	6.4	6.4	7.0	6.6	6.1	6.2	5.9
経費硬直率	72.0	74.0	70.7	70.2	71.6	70.4	70.0	71.4	71.4
財政調整基金充足率	9.0	20.2	19.7	15.4	16.2	12.0	14.8	15.6	19.5
経常収支比率	88.0	89.2	86.1	86.1	87.8	86.0	86.6	87.8	86.7

※平成 23 年度は、臨時財政対策債を 3 億円しか借入れしておらず、経費硬直率及び経常収支比率が目標値を超えている。

② 県内他市の経常収支比率 (平成 30 年度決算値)

1位	2位	3位	4位	9位	13位	14位	19位	20位	21位
恵那市	高山市	瑞穂市	多治見市	大垣市	美濃市	飛騨市	岐阜市	海津市	羽島市
84.3	84.8	85.6	86.7	87.5	92.0	92.1	93.7	93.9	97.2

7. 総合計画、中期財政計画への反映に係る評価について(第16条・第17条)

【1. 総合計画事業の実行実現するための財源】

総合計画における財源の根拠や(将来の)財政状況の見込みを明らかにし、情報共有を図るとともに、説明責任を果たしていく必要があります。このため、歳入の見込みや歳出の計画額、財政判断指数を総合計画の基本構想に記載することとしています。

財政状況は、各事業の進捗状況や経済状況等により変化しているため、毎年、総合計画ヒアリング時に各担当課で向こう4年間のすべての事業に係る計画額を確認、それを基に各年度の財政判断指数の見込値を修正し、毎年度中期財政計画として示しています。

総合計画の財政推計、中期財政計画の見直しの際には、市民の代表である議会への説明と同時に、パブリック・コメントにより広く意見を聴収しています。また、学識経験者、金融機関の代表者および公募市民で構成される財政問題市民懇話会にて予算、財政運営など財政全般について必要な意見をいただいています。

<第7次総合計画(後期計画)(計画期間：R2年度～R5年度)の財政推計>

ア 計画期間内における一般会計の歳出計画額

(単位：億円)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
歳出計画額	422	397	390	381

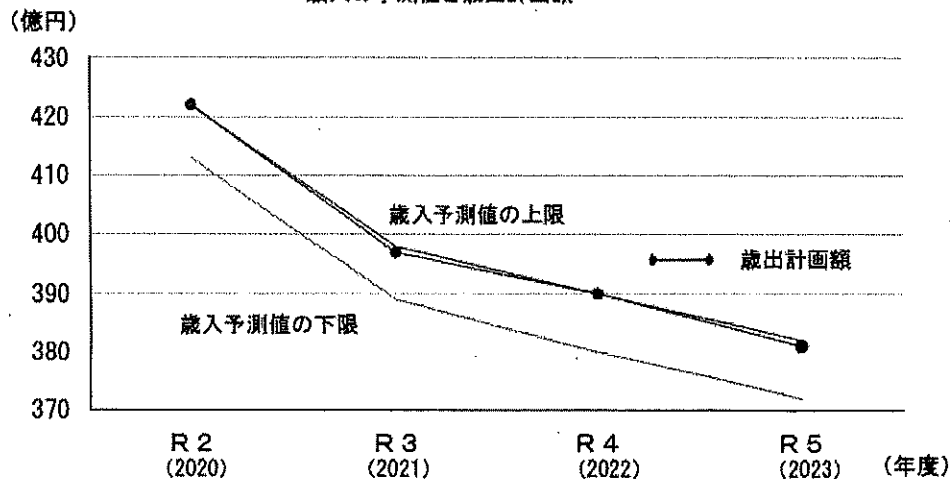
イ 歳入の予測値の幅について

(単位：億円)

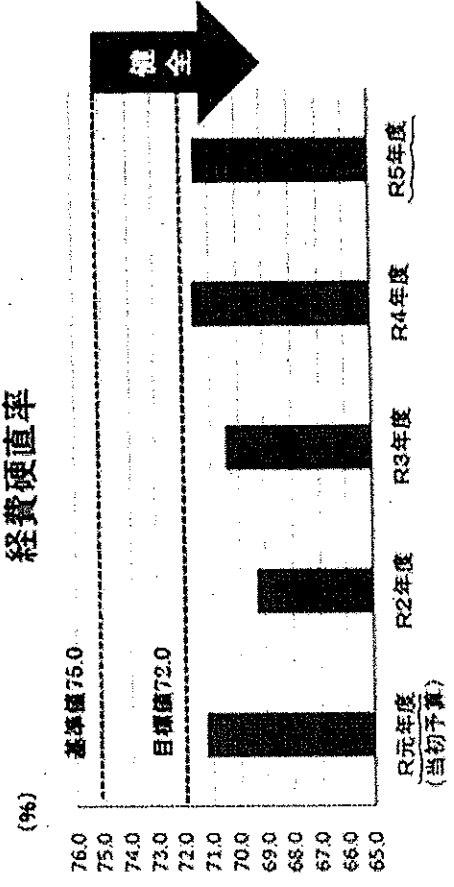
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予測値の上限	422	398	390	382
予測値の下限	413	389	380	372

注：歳入の上限・下限は、経済状況や国の制度変更などにより、税収などが増減すると仮定して推計

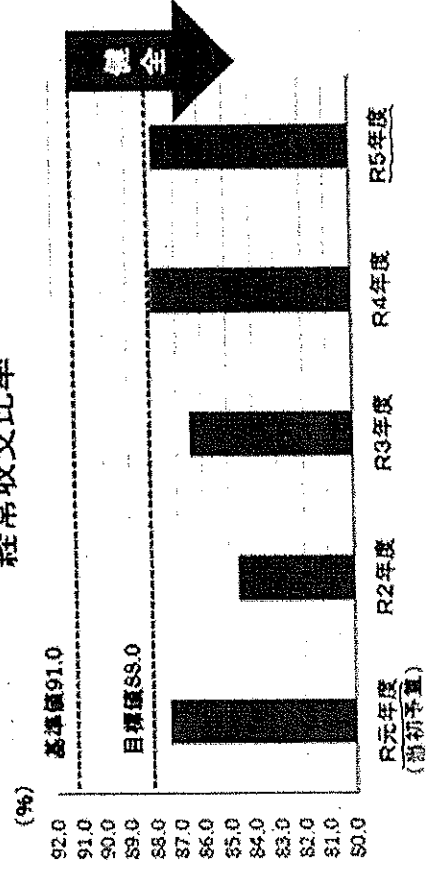
歳入の予測値と歳出計画額



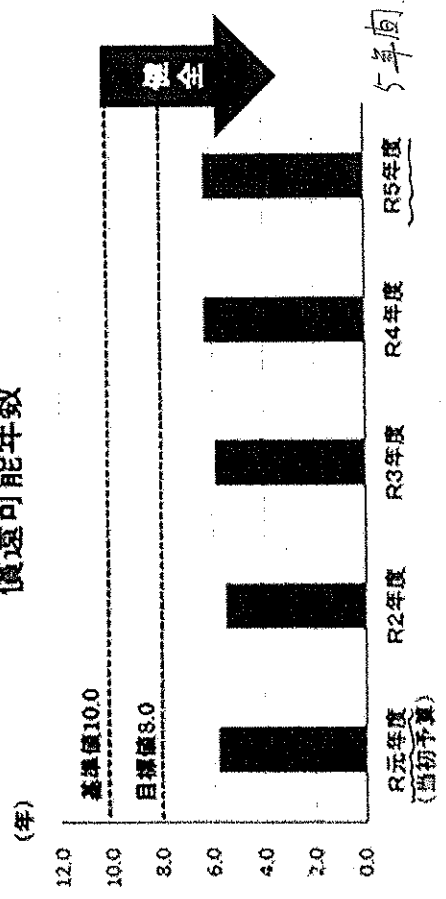
経費硬直率



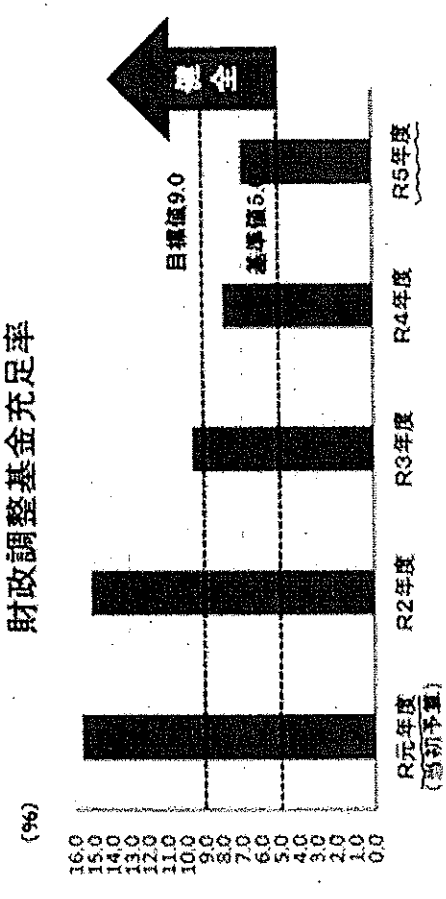
経常収支比率



償還可能年数



財政調整基金充足率



視察報告書

明日のかわにし 坂口 美佳
名古屋市役所にて 名古屋市中区三の丸3-1-1
視察日程：2月4日(火)14:00～16:00

名古屋市立緑市民病院

所在地

名古屋市緑区潮見が丘1-7-7

許可病床数

一般病床600床（稼働病床205床うち105床は地域包括ケア病床）

看護比率：7対1

外来診療受付時間

日曜・祝日・年末年始を除く

午前診療：月曜～土曜 午前8:45～午前11:30

午後診療：月曜～金曜 午後3:45～午後 6:45

特色・病院概要

昭和20年9月に旧愛知群鳴海町国民健康保険組合診療所として開設後、鳴海町国民健康保険鳴海町民病院を経て、38年4月に愛知群鳴海町が名古屋市と合併し、名古屋市立緑市民病院と改称した。63年1月に病床300床の病院となった。

平成24年4月より指定管理者制度を導入し、指定管理者である医療法人純正会による運営が行われている。緑市民病院は地域密着型の病院として民間の活力を活かした運営を行っており、26年7月には急性期医療と在宅医療の間を担う「地域包括ケア病床」を開棟した。また救急医療や小児医療・リハビリテーション医療などの政策的医療にも積極的に取り組んでいる。

標榜診療科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科（全21科）

直営の時は17科あり、指定管理になって21科になった。

高齢者が多いので救急科がある。

常任医師数について

直営時の最終年度の平成23年度は医師17人（内科：5人、外科3人、その他9人）
指定管理者導入の平成24年度は医師18人（内科：5人、外科4人、整形外科：1人、その他8人）
平成27年度は医師19人（内科：5人、外科4人、整形外科2人、その他8人）
平成30年度は医師23人（内科：8人、外科4人、整形外科3人、その他8人）

名古屋市立大学の医局から医師は来られているがほとんどが直営の時から残っている医師である。医師会との関係はそれほど良くなく医療法人が医師を確保している。

運営状態について

区 分	23年度	24年度	27年度	30年度
入院患者数 (一日平均)	67.6人	94.8人	128.3人	185.7人
外来患者数 (一日平均)	339.6人	322.6人	277.7人	252.2人
稼働病床	205床→100床	100床→150床	205床	205床
病床利用率 (稼働病床)	46.0%	69.0%	62.6%	90.6%
救急搬送件数	287件	860件	1093件	1431件

指定管理者導入後すぐ運営状態は厳しかった。
また緑区は開業医(クリニック)が年々増えて来ているので外来患者は少ない。
一方、地域包括ケア病棟があるので救急搬送件数は伸びている。

指定管理者制度導入の理由

- ・今後も医療ニーズの増加が見込まれるが、周囲には大規模な病院があまり存在しない。300床の病院は2つのみ
- ・緑区内で発生した救急患者の多くが区外に搬送されており、救急医療の充実がもてられている。
- ・救急医療を安定的・継続的に確保するためには、市立病院としての位置づけを維持し、市が責任を持って医療を継続する必要がある。

・医師を始めとする医療従事者を十分に確保し、救急医療の充実、経営の改善等を実現するためには、指定管理者制度を導入して民間の運営手法を活用する必要がある。

緑市民病院に関する名古屋市病院局の経常収支の状況

(単位：千円)

区 分	23年度	24年度	27年度	30年度
経常収益	2,033,877	599,054	374,745	340,070
経常費用	3,507,016	854,544	510,027	459,217
経常収支	△1,473,128	△255,500	△135,282	△119,148

平成24年度より利用料金制による指定管理者制度を導入しており、入院収益や外来収益等は指定管理者で計上している。

募集要項に基づき、政策的医療交付金(毎年2億円)及び円滑な指定管理者制度導入のための交付金(平成24年度は3億円、平成25年度は2億円、平成26年度は1億円、平成27年度以降はない)を交付している。

指定管理導入前は経常収支が△約15億だったが、徐々に減少し30年度は△1億になった。

総合的にみて緑市民病院の満足度

平成30年度患者アンケート結果によると、入院で非常に満足が15.1%、満足56.6%、どちらともいえない20.8%、やや不満7.5%、不満0%、外来で非常に満足が15.6%、満足60.0%、どちらともいえない20.0%、やや不満3.1%、不満1.3%と一定の利用者が満足されている。

指定管理期間の評価・課題

指定管理制度の期間は10年で指定しており、今年8年目に入った。指定管理導入時に募集要項に定めた理念である「救急医療の充実等による医療サービスの向上及び経営改善」及び「市立病院として地域密着型の総合的な病院の役割を継続」に努めており、地域密着型の総合的な病院として適切な運営が出来ていると評価されている。

利用料金制を導入しているが、市立病院として緊急医療などの政策的医療を実施するため毎年度2億円を上限に支出しており、一定の財政負担が生じていることや、区内での医療ニーズもあると考えられ稼働病床利用率も85%を超えて推移しているが現在許可病床300床のうち2病棟が非稼働になっていることが課題である。

